

定期監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査対象

議会事務局 議事課、健康福祉部 長寿福祉課、健康福祉部 社会福祉課

2 対象期間

令和6年度（令和6年4月1日～令和6年8月31日）

3 監査の実施期間

令和6年9月3日(火)～令和6年11月25日(月) ※10/18ヒアリングを実施

4 監査の目的及び方法

この監査は、財務に関する事務の執行が法令等に基づいて適正かつ効率的に行われているかを主眼として、監査対象課より事前に監査資料の提出を求め、諸帳簿、証憑書類等を審査し、関係職員から説明を聴取して監査を実施した。また、行政監査の視点に立った監査も併せて行った。

なお、議事課の監査において、政務活動費に係る監査については、地方自治法第199条の2の規定に基づき、齋藤信行監査委員を除外した。

5 監査の着眼点

- (1) 財務に関する事務の執行（予算執行・収支・契約・出納保管・財産管理等）について
- (2) 市民サービスの向上と事務事業の取組みについて
- (3) 各課の事務内容と職務分担及び職員の勤務状況について

第2 監査対象の概要

（職員数は令和6年8月末現在）

- 1 議事課 【全体 職員6名（うち管理職1名〔議会事務局長含む〕）、会計年度任用職員1名】

議事調査チーム【職員5名、会計年度任用職員1名】

議員報酬・費用弁償、議員共済関係及び公務災害補償、政務活動費、議長会、議員の表彰資料、議事堂の管理、議会図書室、本会議及び委員会、議会運営委員会、協議会その他会議、発言及び質問通告、請願書及び陳情書、議案・意見書・決議、議事日程及び諸般の報告、議会において行う選挙、本会議の会議録の調製、委員会の記録の調製、諸会議の記録、本会議の傍聴取締り及び警備、議決事件の処理報告、地方制度関係法規の調査、議会情報システムの管理・運用等に関すること

- 2 長寿福祉課 【全体 職員18名（うち管理職3名）、会計年度任用職員9名】

長寿福祉係 【職員5名（うち管理職1名 介護保険係と兼務）】

敬老事業、老人クラブ、指定管理施設、在宅介護手当、配食サービス、

生活支援短期入所、紙おむつ支給、寝具乾燥サービス、訪問理美容サービス、日常生活用具給付、避難行動要支援者名簿、緊急通報システム整備、救急医療情報キット配布等に関する事

地域支援相談チーム【職員 6 名（うち管理職 1 名）】

地域包括支援センター、地域ケア推進会議、生活支援体制整備事業、総合事業、認知症施策、高齢者虐待、高齢者・障がい者向け住宅整備補助、成年後見制度利用支援、養護老人ホーム措置、生活支援ハウス等に関する事

介護保険係【職員 7 名（うち管理職 1 名 長寿福祉係と兼務）、会計年度任用職員 9 名】

要介護及び要支援認定、介護認定審査会、高額介護サービス費の支給、高額医療合算介護サービス費の支給、社会福祉法人の利用者負担軽減事業、介護給付費の支払い、負担限度額認定申請、居宅サービス計画の登録、要介護認定訪問調査等に関する事

3 社会福祉課【全体 職員 25 名（うち管理職 2 名）、会計年度任用職員 6 名】

地域福祉係【職員 3 名、会計年度任用職員 1 名】

令和 6 年度燕市低所得者支援及び定額減税補足給付金（調整給付）、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、福祉施設管理、地域支えあい活動、国民生活基礎調査、日本赤十字社、保護司、遺族会、特別弔慰金、旧軍人等の恩給及び援護等に関する事

障がい福祉係【職員 11 名、会計年度職員 2 名】

障がい者相談支援、障がい福祉サービス給付、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、補装具・日常生活用具等の各種助成、自立支援医療、各種手当、手話通訳等に関する事

援 護 係【職員 9 名、会計年度任用職員 3 名】

令和 6 年度燕市住民税新たな非課税世帯等に対する臨時特別給付金、生活保護、生活困窮者自立支援、就労支援、介護券、介護券等に関する事

第3 監査の結果

1 議事課

(1) 調査・聞き取りによる確認事項

ア 議場の会議システムは設置から 10 年が経過し、機器の不具合が発生しているため、令和 7 年度に更新工事を予定している。今年度は他市の議場システムの視察などを行いながら、安定した議会運営に向けた会議システムの改修設計を行っている。

イ 行政視察の受け入れ状況は、令和 5 年度は 17 件 155 名、令和 6 年度 9 月末現在で 9 件 51 名である。視察内容で多いものは、「タブレット端末導入」「つばめ若者会議」などで

あった。

行政視察の受け入れにあたっては、資料代などにかかる費用として、令和6年度から視察者1人あたり500円の負担金を徴収し、経費負担の軽減を図っている。

ウ これまで議場のみのライブ中継と録画映像を配信してきたが、令和5年9月から委員会室での予算・決算審査特別委員会及び常任委員会のライブ配信を開始した。議案等の審議過程を広く市民に公開することで、議会に関心を深めてもらうことを目的としている。訪問者数は前年度と比較して100件程度増加しており、視聴された市民からは「審議の過程が分かりやすく見ることができた」といった意見があることから、議論の内容が理解されやすくなっているものと考えている。

エ 政務活動費は、これまで会派に交付していたが、政務活動費の活用を自由度を上げ、より議員活動に生かせるようにするため、今年度から、議員個人にも交付することとした。

また、令和6・7年度において、タブレット端末で政務活動費の管理及び事務局への提出書類を出力できるなどのシステムの実証事業に参加し、無償で利用している。無償利用期間に効果検証を行い、導入の可否を判断する予定としている。

(2) 意見

改修に向けて作業を進めている議場会議システムにおいては、以前に機器の不具合もみられている。議会運営には支障を来たさなかったとのことであるが、今後は議会開会中での不具合を想定し、定期点検等事前に対応策を講じておくことも必要と思われる。

インターネットにおける常任委員会等のライブ配信や市役所エントランスでの議会のモニター中継など、さまざまな手法により議会審議の様子発信に努められていることは評価したい。今後も市民にとって身近で開かれた議会の実現に向けて取り組まれない。

政務活動費については、今年度から会派のみではなく議員個人にも交付されている。全国の地方議会の中には、具体的な使途や市政との関連について住民への説明が不十分な事例も見受けられている。政務活動費は市民の関心も高いことから、議員の使い勝手に配慮しつつ、議案の審査や政策立案等に有効に活用されていることを示すためにも、引き続き使途にかかる透明性の確保など厳格な運用に努めることを望むものである。

2 長寿福祉課

(1) 調書・聞き取りによる確認事項

ア 参加型の敬老事業は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止となっており、代替として対象者へ敬老お祝いクーポン券の贈呈を実施してきた。令和7年度は事業を見直し、米寿の方を対象に「人生の節目を祝福する事業」を開催する予定で、現在、関係団体等と協議を進めているところである。

イ 燕市の要介護認定者数は、要支援1が増加傾向にあるが、その他は大きな増減はない。

第8期介護保険事業計画の要介護認定者数の推移と比較すると、要支援1及び要介護4以外は見込みを下回っており、介護予防の取り組みやコロナ禍による感染予防の対策などが認定者数や重症化の伸びを抑えたのではないかと分析している。

※要介護・要支援認定者数（年度末）

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
令和3年度	445	568	1,032	770	708	596	466	4,585
令和4年度	452	555	1,076	726	676	576	449	4,510
令和5年度	494	558	999	735	678	552	465	4,481

ウ 若い世代の介護人材確保と定着を目的として、令和6年4月以降、新たに市内介護事業所に常勤として就職する方に対し、就学時に借り入れた奨学金返還金等の返還額の一部を補助する事業を開始した。新規事業のため令和6年4月新卒採用者の採用活動時期に周知ができなかったこともあり、現時点での申請は1件と少ない状況であるが、来年度以降はこの制度を利用したいと燕市の事業所への就職を希望する方が徐々に増えると見込んでいる。

エ 認知症サポーター養成講座を令和6年8月末現在で8回開催し、受講者は113名であった。講座の内容は、サポーターの役割の理解、病気や当事者の理解、対応方法などで、講座受講者は認知症の方に対する偏見がなくなり、適切に対応できる知識を身に付けている。また、サポーターが増えることで、地域の認知症の方を見守るネットワークが強化されている。

オ 地域ケア推進会議事業において、燕市における地域包括ケアシステムの構築を目指し、医療・介護全般にわたる地域課題を多職種により検討している。課題の一つであったごみ出しに困る人への支援については、まずは住んでいる自治会や地域の支え合い活動に相談し、それに対応できない場合は、燕市社会福祉協議会の有償ボランティア活動事業を活用することを周知している。また、福祉関係者と地域住民が会議を開催し、ごみ出しの方法やそれぞれが行う支援の内容について検討する体制を構築した。

新たな課題として、身寄りがいない方への支援を検討しており、10月にプロジェクトチームを立ち上げ、身寄りがいないことで想定される課題（金銭管理、医療同意、施設入所契約等）の解決に向けた取り組みを進めている。

カ 認定調査業務は、これまで訪問先で聞き取りを行いながら、詳細にメモをとり、帰庁後にその内容を調査票に手書きで記載するなどの作業を行っていたが、モバイルシステムの導入により、聞き取り内容をタッチパネルの項目を選択しながら入力すると文章が自動作成されるなど、調査票作成に係る作業時間の短縮が図られた。このことにより調査員1人あたりの調査件数を増加させることができるようになった。新規申請者の調査は必ず市の調査員が実施しなければならないが、以前は調査の実施まで時間を要してしまうことがあった。調査件数の増加により、認定調査を実施するまでの時間も短縮され、市民サービスの向上に繋がっているとしている。さらには、市調査員の調査実施件数の

増加によって、認定調査に係る外部委託の減少を見込んでいる。

(2) 意見

米寿の人を対象として検討されている令和 7 年度の敬老事業については、これまで長年にわたり地域社会に貢献してきた高齢者に対して長寿を祝うとともに、地域とのつながりが続くなど、有効な事業となることを望みたい。

介護人材奨学金返還補助事業に申請が少ないことは、市内の介護施設等に勤務する人のうち対象者が少なかったことからやむを得ないところはある。不足感がある介護職員には有効な事業であり、介護人材の確保は本市の介護サービスにも影響すると思われるため、引き続き積極的に情報周知を行うことで、取組の成果が上がることに期待したい。

認知症サポーター養成講座は、市役所での定期開催のほかグループ・団体への講師派遣の手法により実施されている。主体的に取り組む団体等に地域差も見受けられることから、市内全域における地域団体等と連携を図り、さらに地域での理解が進むことで認知症でも安心して暮らせるまちづくりの実現を望みたい。

地域包括ケアシステムの新たな取組である身寄りのない高齢者への支援については、対象となる人の把握が一番の課題であり、まずは、「身寄りのない人の声」を拾っていくとのことである。身寄りのないことは現在珍しいことではないと思われ、対象となる人が抱える困りごとは幅広く、その声を拾うことなど取組の推進には困難さも想定される。すでにプロジェクトチームでは、燕市社会福祉協議会の権利擁護センターからの参加によって成年後見制度の利用が必要な場合にも対応できるよう連携が図られている。今後も関係機関との連携の中で、身寄りがなくても安心して生活ができるよう、地域全体で支援体制が構築されることに期待したい。

本市の要介護認定者数は、現在は減少傾向にあるものの、高齢化に伴い今後増え続け、令和 17 年頃にピークに達することが見込まれている。これまで高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画等において、中長期的な視野に立ちながら、高齢者福祉施策や介護保険事業の取組を推進されており、今後も高齢者を取り巻く動向を踏まえながら、すべての高齢者が住み慣れた地域で安心して日常生活を送れる地域共生社会の実現に向けた施策の推進に努められることを望むものである。

3 社会福祉課

(1) 調書・聞き取りによる確認事項

ア 民生委員の不在地区は、市内 129 地区中 12 地区あり、企業や公務員の定年延長によるなり手不足や、地域コミュニティの希薄化により候補者の把握が難しくなっている影響で、不在地区が埋まらない状況にある。来年度は民生委員・児童委員一斉改選の年でもあるため、燕市民生委員児童委員協議会において不在地区解消に向けた効果的な取り組みについて検討を進めたいとしている。

イ 生活保護世帯は微増傾向にあり、今後は高齢世帯の増加が見込まれる。また、経済的な問題だけでなく、病気や障がいによって就労することが困難な世帯が増えてきている。

生活保護費の支給にあたっては、生活保護実施要領に基づき、適正な扶助費の支出に努めており、被保護者の収入状況の申告や資産の申告のチェックを厳格に行うとともに、必要に応じて、生活保護法第29条に基づき給与支払者や金融機関等の関係先に資料の提供を求めるなど、生活保護費の不正受給を防止する対策を講じている。

※生活保護の扶助別支給状況

【上段：延べ人数 下段：延べ世帯数】

	生活 扶助	住宅 扶助	教育 扶助	医療 扶助	介護 扶助	出産 扶助	生業 扶助	葬祭 扶助	合計
令和4年度	4,106 (3,340)	3,498 (2,822)	241 (135)	3,803 (3,211)	862 (835)	1 (1)	168 (144)	2 (2)	12,681 (10,490)
令和5年度	4,137 (3,334)	3,462 (2,770)	232 (140)	3,902 (3,294)	883 (867)	0 0	102 (101)	5 (5)	12,723 (10,511)

ウ 就労系障がい福祉サービス事業所利用者の工賃向上のため、企業等の作業発注と障がい福祉サービス事業所の作業受注のマッチング等を、民間ノウハウを有する事業者に委託している。令和5年度の成約件数は10件で、契約内容からは単価の高い作業であることが伺えるものの、全体的な工賃向上という結果に繋がるまでにはもう少し時間が必要と考えている。

エ 令和6年度から、地域おこし協力隊をフードバンク推進員として配置し、フードバンクの活動を支援している。配置による効果として、市内フードバンクや子ども食堂への運営ノウハウの伝承による支援、市全体へのフードバンク事業及び子どもの居場所の広報による寄付量の増加、子ども食堂を含めた子どもの居場所の利用者増などを見込んでいる。

オ 生活保護法に基づく返還金等の収入未済額については、未納者に対して定期的に訪問時や電話、文書などで返還を促している。

※収入未済状況

	生活保護法に基づく 返還金・徴収金	障がい者介護 給付費返還金	生活保護費 戻入金	特別障がい者 手当戻入金
令和4年度	11,918,317 円	—	1,275,683 円	54,600 円
令和5年度	15,652,934 円	577,860 円	1,544,485 円	54,600 円

カ 成年後見人助成金の交付額は、年々増加傾向にある。中核機関業務を燕市社会福祉協議会に委託し、制度の周知や専門的な相談等に対応するとともに、地域の相談支援事業所等の関係機関とも連携し、成年後見制度を必要としている方が利用に繋がられるよう努めている。

※成年後見人助成金支給実績

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度 (9 月末現在)
件 数	10 件	14 件	11 件
助成額	2, 243, 196 円	3, 691, 000 円	2, 494, 500 円

令和 6 年度燕市低所得者支援及び定額減税補足給付金（調整給付）支給業務及び令和 6 年度燕市住民税新たな非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給業務による業務量の増加や精神疾患による医療費助成の対象者の増加、突発・緊急の相談対応などにより、時間外勤務の多い状況が続いている。繁忙期には業務を分担するなど時間外勤務の削減に取り組んでいるものの、改善に繋がらない状況が慢性化している。引き続き、総務課に適切な人員確保を要望していきたいとしている。

(2) 意見

民生委員・児童委員の不在地区は 2 年前の定期監査時と比較して 6 地区減少したものの、担い手不足の課題が解消されている状況とは言えないようである。その要因の一つには、高齢化が進み地域課題が多様化・複雑化する中で、民生委員・児童委員の業務量が多く負担が大きいのではないかというイメージにあると思われる。民生委員・児童委員は、地域コミュニティの希薄化が進展する中で地域住民の生活に寄り添う存在として重要な役割を担っている。その担い手確保に向けては、業務負担等の課題を検証し、活動しやすい環境づくりに努めながら、民生委員・児童委員への理解度向上に向けた情報発信に取り組むことの検討が必要と思われる。

生活保護世帯数の増加傾向については、経済情勢や社会構造の変容などによるものとみられるため、市の施策で食い止めることは容易でないことと思われるものの、生活保護受給者の自立や、生活保護の手前にいる生活困窮者を生活保護にさせないため、引き続き効果的な就労支援など必要な生活支援等に取り組まれない。

生活保護法に基づく返還金等の未納については、訪問や文書等により回収に努めているものの増加傾向にある。生活保護の制度においては、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」ことが法で謳われている。このことから、未納金のうち不正受給事案には厳正な処置が必要であり、早期発見による未然防止に取り組むほか、その他の返還金等の未納金に対しても、引き続きその削減に向けた効果的な対策を積極的に講じられたい。

令和 5 年度から開始した作業受委託マッチング促進事業は、事業所で働く障がいのある人の工賃や勤労意欲の向上の促進を図る有意義な事業と理解できる。勤労系障がい福祉サービス事業所と企業等との成約については、今年度はまだ実績がないとのことであるので、市としてもより効果的な事業となるよう支援方法等についての検討も必要と思われる。

今年度からフードバンク推進員として配置した地域おこし協力隊とは、必要な場合に市

の生活困窮者自立支援事業に繋げるなどの連携を図っているとのことである。子ども食堂やフードバンク事業等には、経済的な困窮を抱えている家庭やその手前の生活をしている家庭の利用が想定されることから、今後もより効果的な連携となることに期待したい。

社会福祉課職員の時間外勤務が恒常化しており、その要因は障がい福祉や生活保護などに寄り添う業務が多いことによるものと思われる。さらには、今年度の低所得者支援及び定額減税補足給付金（調整給付）支給業務などにみられるように国の経済対策等における給付金事業に関しては、本市では主に社会福祉課が担当しており、そのたびに時間外勤務が多くなるため、現在業務量に見合った適正な人員配置を人事担当部署に働きかけているとのことである。繁忙期においては業務分担の見直しなどを図られているとのことであるが、職員の健康管理の見地からも、引き続き業務の効率化など時間外勤務の削減を図る効果的な取組を検討されたい。